

議第七十九号

岐阜県職員の給与、勤務時間その他の勤務条件に関する条例の一部を改正する条例について

岐阜県職員の給与、勤務時間その他の勤務条件に関する条例の一部を改正する条例を次のように定めるものとする。

令和元年六月十一日提出

岐阜県知事 古田 肇

岐阜県職員の給与、勤務時間その他の勤務条件に関する条例の一部を改正する条例

岐阜県職員の給与、勤務時間その他の勤務条件に関する条例（昭和三十二年岐阜県条例第二十九号）の一部を次のように改正する。

第十条の二第一項中「から十五年」を「から二十年」に改め、同項第二号中「三万円」を「五万五千元」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

提 案 説 明

獣医師に支給する初任給調整手当の額及び支給期間を改定するため、この条例を定めようとする。